

議案第36号

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年6月11日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

公務災害補償の補償基礎額、介護補償の限度額等を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成14年葛飾区条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表1の項中「6,877円」を「6,889円」に、「8,600円」を「8,612円」に、「11,420円」を「11,435円」に、「12,960円」を「12,978円」に、「15,500円」を「15,520円」に、「16,529円」を「16,550円」に改め、同表2の項中「5,664円」を「6,033円」に、「6,564円」を「7,198円」に、「8,001円」を「8,741円」に、「9,650円」を「10,045円」に、「10,845円」を「11,606円」に、「12,016円」を「12,134円」に改める。

第2条 葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「10万4,290円」を「10万4,570円」に改め、同項第2号中「5万6,600円」を「5万6,790円」に改め、同項第3号中「5万2,150円」を「5万2,290円」に改め、同項第4号中「2万8,300円」を「2万8,400円」に改める。

別表1の項中「6,889円」を「7,005円」に、「8,612円」を「8,709円」に、「11,435円」を「11,427円」に、「12,978円」を「12,969円」に、「15,520円」を「15,510円」に、「16,550円」を「16,539円」に改め、同表2の項中「6,033円」を「6,105円」に、「7,198円」を「7,197円」に、「8,741円」を「8,916円」に、「10,045円」を「10,422

円」に、「11,606円」を「11,433円」に、「12,134円」を「11,826円」に改め、同表備考第2項第2号中「医師及び歯科医師にあつては4年、薬剤師にあつては5年」を「4年」に改め、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定並びに次項及び付則第3項の規定は公布の日から、第2条の規定及び付則第4項から第7項までの規定は平成27年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例別表の規定は、平成26年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成26年4月1日から第1条の規定の施行の日の前日までの間において、同条の規定による改正前の葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（平成26年4月1日から同条の規定の施行の日の前日までの間に係る分に限る。）並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（平成26年4月1日から同条の規定の施行の日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する同条の規定による改正後の葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。
- 4 第2条の規定による改正後の葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第12条第2項の規定は、平成27年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 5 改正後の条例別表（経験年数が5年未満及び5年以上10年未満である学校医及び学校歯科医並びに経験年数が5年未満、10年以上15年未満及び15年以上20年未満の学校薬剤師の補償基礎額に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 改正後の条例別表（経験年数が5年未満及び5年以上10年未満である学校医及び学校歯科医並びに経験年数が5年未満、10年以上15年未満及び15年以上20年未満の学校薬剤師の補償基礎額に係る部分を除く。以下この項において同じ。）の規定は、平成27年7月1日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で施行日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 7 適用日から施行日の前日までの間において、第2条の規定による改正前の葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第12条第2項の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに改正前の条例別表（経験年数が5年未満及び5年以上10年未満である学校医及び学校歯科医並びに経験年数が5年未満、10年以上15年未満及び15年以上20年未満の学校薬剤師の補償基礎額に係る部分に限る。以下同じ。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する改正後の条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。